

## 是正又は改善が必要な事項【農林水産部】

### 農政課

#### 1 唐津市新規就農者ステップアップ支援事業について [指摘事項]

標記事業は、新規就農者の確保及び育成を図るため、就農を希望する者（以下「研修生」という。）が市内の農家等で就農に向けた研修を受ける場合に、研修生に研修給付金を、研修生を受け入れて研修を指導する者に研修指導給付金を給付する事業である。

唐津市新規就農者ステップアップ支援事業実施要綱第 15 条によると、研修生は、研修終了後に就農したときは、就農した日から 30 日以内に就農報告書（第 11 号様式）を、また、就農後 2 年間は年 2 回、就農状況報告書（第 12 号様式）を提出するよう規定されているが、次のような不適切な事務があった。

- (1) 令和 6 年 6 月に研修を終了し、同年 7 月に就農していた研修生 A の就農報告書が市に提出されていたが、適切に収受処理がなされていなかったため、要綱に基づく所定の時期に提出されたものであるかの確認ができなかった。

適切に事務処理をされたい。

- (2) 過去 2 年間に当該事業の研修給付金を受け、就農し、就農状況報告書の提出対象者となる者について、就農状況報告書が提出されていなかった。

担当課に確認したところ、就農後は、経営開始直後の新規就農者に対して経営開始資金を交付する事業の対象者となり、同事業において提出される年 2 回の就農状況報告の内容が同じであることから、当該内容を確認することで、新規就農者ステップアップ支援事業における就農状況報告書が提出されたものと見なすという処理を行っていたとのことであった。

対象者の負担を軽減するための事務処理だと思われるため、当該事務の実態に沿うよう要綱の規定を見直すなど適切に処理されたい。

#### 2 中山間地域等直接支払交付金事業について [指摘事項]

標記事業は、中山間地域等における荒廃農地の発生を防止し多面的機能を発揮するため、中山間地域等直接支払交付金実施要領及び唐津市農業の有する多面的

機能の発揮の促進に関する計画に基づき、集落協定等を締結して共同活動等に取り組もうとする集落等に対して交付金を交付するものである。

令和6年度当該事業に係る実績報告書を確認したところ、収支に係る根拠資料として徴取されている領収書の写しにおいて、宛名のないもの、その用途が明確でないものが複数あった。また、正当な債権者からではない領収書が散見された。

交付金等が市税その他の貴重な財源でまかなわれているものであること、公益上必要な場合にのみ交付できることに留意し、交付金の額の確定に係る書類の審査においては、客観的に見ても疑義が生じることがないように適正な事務処理をされたい。

### 3 肥前町棚田ウォーク補助金について [指摘事項]

標記補助金は、都市と農村との交流を深め、棚田米コシヒカリ等の地域特産物の産地を県内外に紹介し、農産物の需要拡大及び地域の活性化を図るため、肥前町棚田ウォークを実施する実行委員会に対し交付するものであり、事業内容としては、ウォーキングイベントを開催し、ゴール後には地元産の食材を使った料理をふるまい、産地の紹介をしているものである。

令和6年度の実績報告書を確認したところ、ふるまい料理を担当した実行委員会の構成員である2地区の賄材料費において、次のような不適切な事項が見受けられた。

(1) 賄材料費の内容を確認すると、料理を担当した2地区が実際に支払った材料費の実費だけでなく、手間賃相当額を分配金として上乗せした金額となっていた。賄材料費として、材料費の実費は補助対象経費ではあるものの、手間賃相当の分配金は補助対象経費として適当か疑義が生じる。

また、支出の根拠資料として徴取されている領収書に、宛名の記載がないもの、内訳が記載されておらず用途が不明のものや、中には金額の訂正をしているものがあった。

(2) 料理を担当した2地区は、唐津市中山間地域等直接支払交付金交付要綱に基づく中山間地域等直接支払交付金事業（以下「中山間事業」という。）を実施しており、2地区のうち1地区において、同年度の中山間事業実績報告に「棚

田ウォーク材料費」として肥前町棚田ウォーク補助金事業の実績報告に添付されたものと同じ領収書の写しが添付され、同じ経費について、2つの事業で二重に会計処理がなされていた。

確認すると、料理を担当した当該地区が材料を購入する際の原因として、中山間事業会計から現金を使用したのが、当該地区が棚田ウォーク実行委員会から当該賄材料費の支弁を受けた後、中山間事業会計に戻入処理をしないままとなっていたため、中山間事業においても経費として計上し処理を行ってしまったということである。

補助事業の実施においては、添付する領収書の写しには宛名を明確に記載し、別の事業との区別を明確にするとともに、厳密な会計処理を行うよう指導し、審査においては、真にその支出が補助対象経費として認められるものかを厳格に審査されたい。

#### 4 唐津市肉用牛特別導入事業について [意見・要望事項]

標記事業は、唐津市特別導入事業雌牛貸付規則に基づき、市が購入した繁殖雌牛を市内の高齢者等の畜産農家に無償で、育成雌牛は5年間、成雌牛は3年間貸付けを行い、期間満了後、借受者に購入相当額で譲渡し、その対価を基金に繰り入れ、また繰り返し繁殖雌牛の貸付けを行う事業である。当該事業の譲渡に係る債権については、令和7年11月1日現在、滞納2件、滞納額1,110,026円で、うち1件については分割納付中であつたが、残り1件については全額が未納のままであつた。

未収債権について確認すると、徴収に係る履歴には主たる債務者との接触状況の記録はされていたが、連帯保証人への接触等の記録が整理されていなかった。

債権を管理する上では、主たる債務者はもとより保証人等に関する事項を記録しておくことも重要である。唐津市債権の管理に関する条例及び同条例施行規則では、債権に係る台帳の整備及び台帳への記載事項が定められており、保証人に関する事項や債権の徴収に係る履歴を記載するようになっている。

条例等に則った適切な債権管理をされたい。

## 農地林務課

### 1 林道災害復旧事業について [指摘事項]

標記事業において、次のような不適正な事項が見受けられた。

- (1) 林道災害復旧事業において、令和6年度に令和5年7月発生災害分575か所を実施しているが、多くの災害復旧工事、崩土除去工事、支障木除去工事において、130万円未満で予定価格を設定し、唐津市財務規則第105条で定める随意契約により単独災害復旧工事として実施されていた。設計内容を確認すると、それぞれ施工条件等は異なるものの、伐採経費、路面清掃経費など「一式」での単価計上、また、労務単価を減額して計上するなど根拠の乏しい単価設定が見受けられた。

災害復旧等においては、迅速な発注が必要であるとは考えられるが、設計基準等を定め、適正に行われたい。

- (2) 林道災害復旧工事において、完成図書及び成工写真だけでは崩土除去の土量等の数量が確認できない箇所、路肩部の土中に暗渠排水溝を施工する工事において、その実施状況を確認できない箇所など、設計内容が履行されたか確認できないものが見受けられた。

工事内容によっては、現場での確認又は工事施工状況がわかる写真の添付を求めるなど適正な事務処理をされたい。

## 水産課

### 1 唐津市水産会館水産物展示場について [意見・要望事項]

唐津市水産会館（以下「水産会館」という。）は、本市の水産物及び水産加工品の普及の場並びに水産業関係者等の利用による交流の場の提供を図り、地域経済の活性化に資することを目的として設置された施設である。水産会館には、水産物展示場、多目的ホール、研修室、その他附属施設が置かれており、設置の目的から水産物及び水産加工品の普及の場として設置されているのが水産物展示場であり、水産業関係者等の利用による交流の場として設置されているのが多目的ホール及び研修室と考えられる。また、唐津市水産会館条例において、貸施設としてその使用料を規定しているのは多目的ホールと研修室のみで、水産物展示場には使用料の規定はなく、誰もが容易に入場し、広く利用できる施設として設置されていることが伺える。

しかしながら、現在、水産物展示場はその施設の全体を目的外使用許可により市内で飲食業を営むAの水産加工場として使用されており、誰もが立ち入れる条例に規定する「水産物展示場」とは異なる使用となっていた。また、当該施設は、平成 24 年の開館当時から水産業の情報発信、魚食の普及及び水産物の消費拡大のために、行政財産の目的外使用許可により使用させている状況である。

上記のとおり、条例の設置の目的や規定と実際の使われ方に相違が見受けられるため、今後も水産会館を活用し水産振興を図っていく上では、施設全体のあり方も含め、見直しをされたい。

### 2 唐津市呼子台場都市漁村交流施設の指定管理について [指摘事項]

標記施設は、漁業資源等地域の特産物を活かした交流の促進及び水産業の振興を図るため設置されているが、唐津市呼子台場都市漁村交流施設条例第 11 条の規定により地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者にその管理を行わせている。管理業務を行わせるに当たっては、唐津市呼子台場都市漁村交流施設の管理運営に関する協定書（以下「協定書」という。）を市と指定管理者の間で締結しているが、協定書と異なる事務処理が次のとおり見受けられた。

協定書に沿った適切な事務処理を行われたい。

- (1) 協定書第 16 条において、施設及び設備を維持するために必要な修繕及び改修については、原則として、市が作成する修繕計画書に基づき、市の負担と責任で行うことが規定され、ただし書において、施設の損傷や設備の故障等に関する修繕で軽微なものについては、市の承認を得て、指定管理者の負担と責任で行うことができると規定されており、指定管理者からの毎月の業務実施済報告書を確認すると、指定管理者において施設修繕等が実施されている月があるが、協定書に定める承認に係る手続がなされていなかった。
- (2) 協定書第 19 条第 3 項において、管理業務の一部を第三者に委託する場合は、唐津市内業者育成推進取扱要領の規定に基づき、市内業者を優先するよう努めるほか、当該委託に係る契約を行う前に、契約方法及び契約事項を市に報告するものとするあり、自家用電気工作物保安管理業務等その実施に資格を要し、専門性がある業務は第三者に委託し、実施されているが、当該委託契約を締結するに当たり、事前の契約方法及び契約事項の市への報告がなされていなかった。

### 3 漁港の区域内における行為についての許可に係る占用料について [指摘事項]

漁港及び漁場の整備等に関する法律第 39 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 1 月 6 日付けで第 2 種神集島漁港の水域に生簀を設置し、7.2 m<sup>2</sup> 占用するに当たり許可の申請がなされ、同日付けで許可されている。許可に伴い唐津市漁港管理条例第 14 条第 1 項に定める占用料を同条例別表第 3 に規定する「漁業用工作物（蓄養及び養殖施設を含む。） 1 平方メートル 8 円」により「7.2 m<sup>2</sup>×年額単価 8 円/m<sup>2</sup>×3/12 ヶ月」と計算し、10 円未満を切り上げ 20 円徴収されているが、同表備考の 4 によると、占用料の額を計算した場合において、その計算した額が 100 円未満であるときはその額は 100 円に、その計算した額に 10 円未満の端数があるときはその端数は 10 円にそれぞれ切り上げるとあるため、占用料は 100 円としなければならなかった。

条例の規定に沿った適正な占用料を徴収されたい。

#### 4 制限区域内甲種漁港施設利用許可に係る使用料の滞納繰越について

##### [指摘事項]

令和6年度の制限区域内甲種漁港施設利用許可（以下「プレジャーボート係留許可」という。）に係る使用料のうち2件が出納整理期間の令和7年5月31日までに納入がなかったため、同年6月1日付けで滞納繰越に係る調定書が起票されていた。そのうち1件は令和7年6月30日に収納されているが、残る1件は未納のままであったため、令和6年度のプレジャーボート係留許可に係る申請書及び許可書を確認しようとしたところ、申請書は提出されておらず、許可書も交付されていなかった。

担当課へ確認したところ、プレジャーボートの所有者へ申請書を提出するよう督促したが申請がなかったため、使用料の調定だけを行ったとのことだった。しかしながら、使用料は地方自治法第225条の規定により、許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき徴収することができるものであるため、申請及び許可がなされていない状況では、使用料を賦課することはできず、本来であれば、不法係留として不当利得返還請求の手続をとるべきであったと思考する。

また、令和5年度のプレジャーボート係留許可に係る使用料についても、所有者所在不明のため1件の滞納繰越がある状況である。本市においては令和3年4月に唐津市管理漁港における係留船舶管理マニュアルを策定し、令和4年3月には所有者を把握できなかった放置艇に対し、簡易代執行を行った経緯もあるため、当該マニュアルに沿って適正に漁港管理を行うとともに、適正な債権管理に努められたい。

#### 5 甲種漁港施設占用許可に係る減免手続について [指摘事項]

令和6年6月18日付けで、電気通信事業者より認定電気通信事業の用に供するため、甲種漁港施設占用許可申請書が4件提出され、同月28日付けで占用の許可がなされていた。当該許可に係る占用料については、唐津市漁港管理条例第13条第3項及び同条例施行規則第7条第1項の規定を根拠に免除されているが、電気通信事業者からの減免に係る申請書は提出されていなかった。

唐津市漁港管理条例施行規則第7条第3項において「使用料等又は土砂採取料

等の徴収の減免を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない」と規定されており、減免申請書の提出を受け、その可否について判断するものであるため、減免する場合には適正な減免申請書を受ける必要がある。

規定に沿った適正な事務処理を行われたい。

## 6 所有者死亡の船舶に係るプレジャーボート係留許可について [指摘事項]

令和6年度のプレジャーボート係留許可に係る申請において、令和6年3月27日付けで申請者Aより制限区域内甲種漁港施設利用許可申請書が提出され、同月29日付けで許可されているが、申請書に添付された船舶検査証書を確認すると船舶所有者はBとなっていた。経緯を確認したところ、AはBの同居人であり、そのAより「所有者Bが亡くなりBの息子も相続放棄したため、自分が今後プレジャーボートを相続し売却したい」との相談があったことから、申請を受け付け、市が許可したとのことであった。

しかしながら、その後Aから、B所有のプレジャーボートを相続することができなかったため、処分することも撤去することもできないとの話があり、このときから市において、Bの死亡の確認、相続人となる者の調査を開始していた。現在、亡くなったB所有の船舶は放置艇となっており、そもそも当初申請の際に、Bの死亡の確認、相続人となる者の調査を行うべきであったことは言うまでもなく、申請者と所有者が異なる場合には、相続又は契約の有無等、厳密に確認すべきであった。

所有者が死亡している場合の手続については、唐津市管理漁港における係留船舶管理マニュアルに規定があるが、今回の場合、当該マニュアルに沿った手続とは言えず、結果、放置艇となっている。早急に放置艇の解消に努められたい。